

入札参加資格制限措置の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱い

矢吹町建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成21年12月24日付け告示第86号。以下「措置要綱」という。）第7条の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱いを次のように定める。

（調査審議決定前の不正行為の概要についての報告）

第1条 措置要綱第7条の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を工事等指名運営委員会（以下「指名委員会」という。）に対し行おうとする者（以下「報告者」という。）は、様式第8号による報告書1通をファクシミリを利用して送信することにより矢吹町総務課管財契約チーム（以下「管財契約チーム」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出に関するファクシミリの番号は、0248-42-2587とする。

3 ファクシミリを利用して第1項に規定する報告書が提出された場合は、管財契約チームが受信した時に、当該報告書が指名委員会に提出されたものとみなす。（以下同様に、この事務取扱い中管財契約チームに提出された報告及び資料は、指名委員会に対し提出されたものとみなす。）

4 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を管財契約チームに提出しなければならない。

（報告の確認及び提出期限の通知）

第2条 管財契約チームは、前条第1項に規定する報告書を受理したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書を受理並びに様式第9号による報告書による当該不正行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（以下「提出期限」という。）を電話により通知するものとする。

（調査審議決定前の報告及び資料の提出）

第3条 報告者は、前条で通知された提出期限までに、様式第9号による報告書1通及び資料を指名委員会に提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出）

第4条 調査審議に出席を求められた者又は第2条の通知において報告書による報告が調査審議決定後であるとされた者が、入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を指名委員会に対し行おうとするときは、次条に規定する期日までに、様式第9号による報告書1通及び資料を管財契約チームに提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、ファクシミリを利用して送信することにより提出しなければならない。

3 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を管財契約チームに提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限）

第5条 調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限は、調査審議が行われた日の初日から起算して6日（土、日、祝日含めない。）とする。

（報告書及び資料の提出の順位等）

第6条 提出期限までに第3条又は第4条に規定する報告書及び資料の提出を行った者が4以上あるときは、第1条第1項に規定する報告書の提出の先後及び第4条第1項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

（第三者への秘匿義務）

第7条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に規定する報告書を提出した者は、正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない。

(報告書及び資料の取扱い)

第8条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に基づき提出された報告書及び資料は、公正取引委員会及び捜査機関に提供する場合を除き、公表しないものとする。